

## 運営上の留意事項（居宅介護支援・介護予防支援）

## 1 居宅サービス事業所等の加算算定に係る体制等の変更に伴う対応について

居宅介護支援事業者がサービス提供事業者からサービス内容の変更等の情報提供や提案を受けた場合における対応について、複数の相談を受けたので、改めて考え方をお知らせしますので御留意ください。

- ① 作成する居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業所からサービス内容の変更等の情報提供や提案を受けた場合は、当該事業所がサービス内容の変更が必要と判断した理由等について共有を行った上で、改めて利用者の課題分析及びサービス内容の変更等の必要性の検討を行う必要があること。
- ② 介護支援専門員が当該情報提供を踏まえて再アセスメントを実施した結果、新たな利用者の課題が明らかになり、サービス提供事業所から情報提供があった〇〇訓練が必要であった場合は、〇〇訓練のための取組や支援は、自助・互助の取り組みも含め、多様な提供者や手段の中から効率的に行えるものを選択すべきであること。
- ③ これらのことを、利用者の自己負担が発生するものであることを踏まえ、総合的に判断すること。

## 2 居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合における主治の医師等からの意見聴取

指定居宅介護支援の運営基準において規定されている主治の医師等からの意見聴取の方法について、これまでの集団指導において、主治の医師等から直接口頭による指示を受けること若しくは主治の医師等が作成した文書の交付を受けることと周知しておりましたが、居宅介護支援事業所の業務の効率化を図る観点から、今後における取扱いを次のとおりお示しします。

- ① 主治の医師等からの意見聴取の方法については、居宅サービス計画に位置付ける医療サービスの必要性、当該サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項等について、正確な確認を行うことができるものであれば、その方法は問わないこととし、意見を聴取した内容は正確に記録することとする。
- ② 主治の医師等からの直接的な意見聴取が困難である場合は、主治の医師等が所属する医療機関の従業者等を通じて次の項目について間接的な聴取を行い、その内容を記録することとする。
  - ・ 確認した日時
  - ・ 確認した相手の職・氏名（間接的な意見聴取を依頼した従業者）
  - ・ 意見聴取を行った主治の医師の氏名及び所属医療機関名
  - ・ 主治の医師等からの意見等の具体的な内容

- ③ 主治の医師等から、具体的な提供期間・提供頻度・提供における留意事項等が示された場合は、当該意見を尊重した居宅サービス計画を作成することとする。

なお、利用者の状況等を踏まえ、主治の医師等からの意見を居宅サービス計画に反映することが困難な場合においては、可能な限り、当該医師等と協議を行い、最良の提供内容について検討を行うこととする。

- ④ 要介護認定時の主治医意見書の確認を行った場合であっても、主治の医師等からの意見聴取を行うこととする。

(参考) 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 (第16条抜粋)

- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他の必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。」

### 3 特定事業所加算について

#### (1) 定期的な会議の開催について

(厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号) 八十四イ(3)関係)

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」は、次の要件を満たすものでなければならない。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- (5) ケアマネジメントに関する技術
- (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- (7) その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

(引用) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス, 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12.3.1老企第36号) 第3の14

(2) 介護支援専門員に対する計画的な研修について

(厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）八十四イ(6)関係)

「当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

(引用) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12.3.1老企第36号）第3の14

(3) 他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等について

(厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）八十四イ(8)関係)

多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を習得するためのものであれば差し支えない。

(引用) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12.3.1老企第36号）第3の14

問116「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、自ら主催となって実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合も含まれるか。

含まれる。

問117 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること

事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、支援実績までは要しない。

なお、当該要件は、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、ケアマネジャーが関係制度や関係機関に適切に繋がられるよう必要な知識等を習得することを促すものであり、ケアマネジャーに対しケアマネジメント以外の支援を求めるものではない。

(引用) 厚生労働省老健局. 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

#### 4 有料老人ホームの従業者によるケアマネジメント業務の制約

利用者が入居する有料老人ホームの従業者から、居宅介護支援事業所と利用者が合意したサービスの提供を制限されるという事案が今年度においても複数の情報提供を受けています。

本事案については、これまで本市から有料老人ホームに対して注意喚起を行ってきたところですが、入居者が必要とするサービスを漏れなく提供する及び居宅介護支援事業所が運営基準を順守した運営を継続するという観点から、当該事案において居宅介護支援事業所にも留意いただきたい事項について、次のとおり周知いたしますので、今後、御留意くださいますようお願いいたします。

##### 【情報提供があった事例】

利用者が入居する有料老人ホームの従業者から、当該施設の同一法人が運営する訪問介護事業所が提供するサービスを区分支給限度基準額まで使用してもらうなどの理由で、居宅介護支援事業所と当該利用者が必要と判断したサービスの利用を控えることを依頼され、当該サービスを居宅サービス計画に位置付けることができなかった

##### 【留意事項】

- ① 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例において、居宅サービス計画の作成に当たっては、アセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための「最も適切なサービスの組合せ」について検討をすることとされており、居宅介護支援事業所は、利用者の心身の状況等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう業務を実施する必要があること。
- ② 上記①の基準を踏まえ、限度額内での訪問介護の提供量及び提供方法を検討しながら他の必要なサービスを調整することも居宅介護支援事業所の業務であること。
- ③ 仮に、訪問介護を限度額まで利用しなければ生活が成り立たず、他の自立支援に資するサービスが利用できない状況であるのであれば、有料老人ホーム以外の入居先を検討する必要があること。
- ④ 有料老人ホームによるサービス利用の制約の理由が感染対策であっても、利用者にとって必要なサービスを調整しないことの正当な理由には当たらないこと。
- ⑤ 利用者に必要なサービスを不当な理由により居宅サービス計画に位置付けていない場合は、利用者が不利益を被るのはもちろんだが、居宅介護支援事業所が運営基準に違反することにもつながること。

5 居宅サービスに関する基準等の確認について

サービス提供事業者からの「〇〇のような利用者の生活状況の場合でも、訪問介護サービスの提供は可能ですか」、「訪問介護サービスにおいて〇〇のような支援を提供することは可能ですか」といった問合せのうち、居宅介護支援事業所に調べておくよう依頼されたという問合せが多くありました。

サービス提供事業者も自らの運営や報酬に関する基準等を把握していることは必要ですが、居宅サービス計画の作成において、支援内容とその提供事業種別を検討するのは居宅介護支援事業所の業務ですので、前述のような疑問が生じた際には、居宅介護支援事業所が主体的に疑問の解決を図っていただくようお願いいたします。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp